

# 在留資格一覧①



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

在留資格	該当例	在留期間	在留者数 (令和2年6月末)
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間	
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日	
教授	大学教授等		6,885
芸術	作曲家、画家、著述家等		474
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月	3,954
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン		220
高度専門職	就労資格の決定の対象となる範囲の外国人で、学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイントを付け、その合計が一定点数(70点)以上に達した者  (例)外国の大学で修士号(経営管理に関する専門職学位(MBA))を取得(25点)し、IT関連で7年の職歴(15点)がある30歳(10点)の者が、年収600万円(20点)で、経営支援ソフトの開発業務に従事する場合	1号については5年、2号については無期限	16,286
経営・管理	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月	27,119
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等		145
医療	医師、歯科医師、看護師		2,512
研究	政府関係機関や私企業等の研究者		1,425
教育	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月	13,083
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等		288,995
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者		16,592
介護	介護福祉士		1,324
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日	2,011
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月	40,931
特定技能	特定産業分野の各業務従事者(1号、2号)	1年、6月又は4月(通算上限5年)(1号) 3年、1年、6月(2号)	5,950
技能実習	技能実習生 (1号イ(企業単独型)、1号ロ(団体監理型)、2号イ(企業単独型)、2号ロ(団体監理型)、3号イ(企業単独型)、3号ロ(団体監理型)の6種類)	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1号は1年を超えない範囲、2・3号は2年を超えない範囲)	402,422

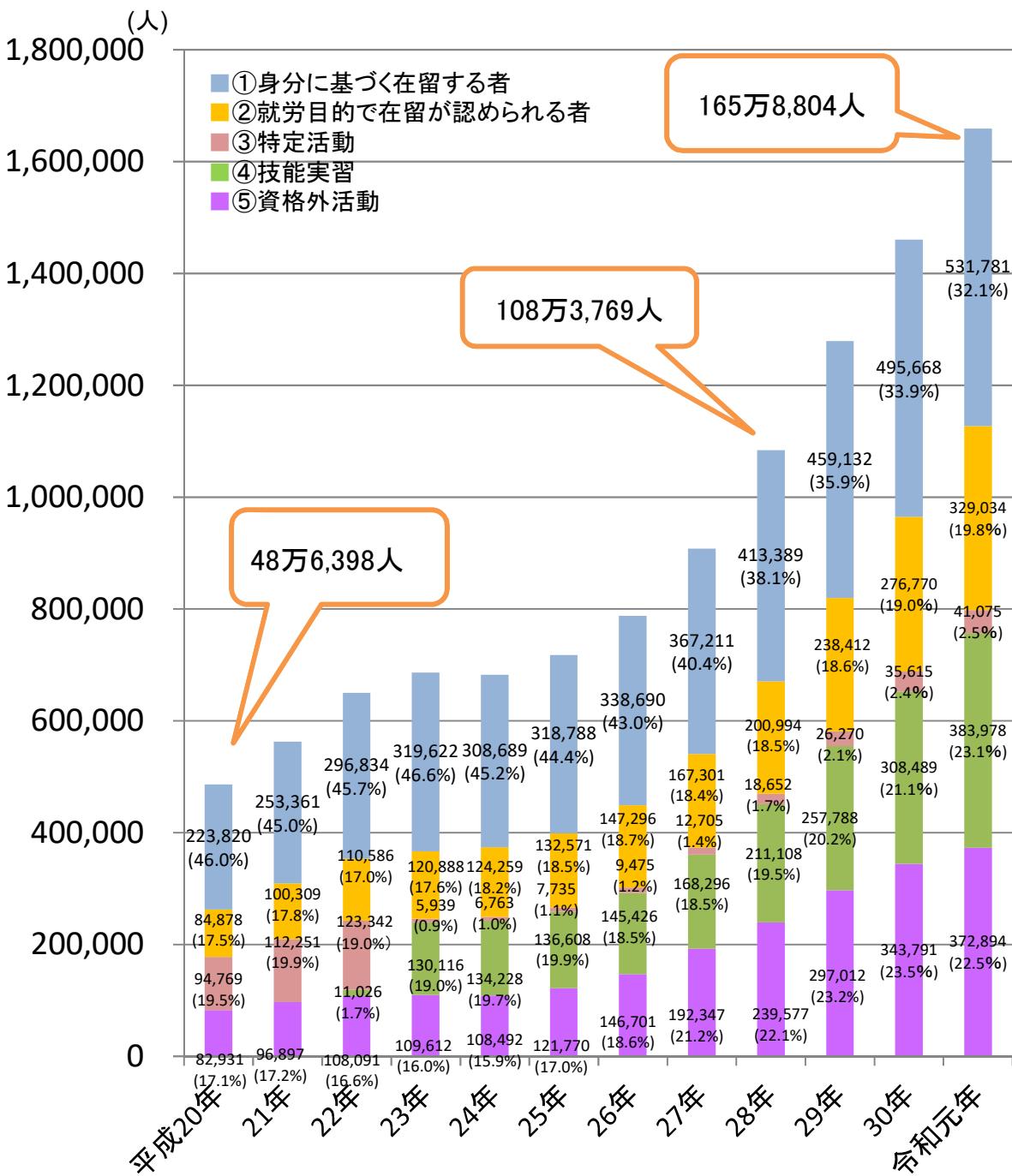
# 在留資格一覧②



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

在留資格	該当例	在留期間	在留者数 (令和2年6月末)
文化活動	日本文化の研究者等	3年, 1年, 6月又は3月	2,114
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光, 保養, スポーツ, 親族の訪問, 見学, 講習又は会合への参加, 業務連絡その他これらに類似する活動	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間	
留学	大学, 短期大学, 高等専門学校, 高等学校, 中学校及び小学校等の学生	4年3月, 4年, 3年3月, 3年, 2年3月, 2年, 1年3月, 1年, 6月又は3月	280,273
研修	研修生	1年, 6月又は3月	483
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年, 4年3月, 4年, 3年3月, 3年, 2年3月, 2年, 1年3月, 1年, 6月又は3月	200,299
特定活動	(法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動) 外交官等の家事使用人, ワーキング・ホリデー, 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者, 本邦大学卒業者(高い日本語能力を有する者)等	5年, 3年, 2年, 1年, 6月, 3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)	72,440
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限	800,872
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子		143,759
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年, 3年, 1年又は6月	42,207
定住者	第三国定住難民, 日系3世, 中国残留邦人等	5年, 3年, 1年, 6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)	203,847
合計			2,576,622

# 外国人労働者数の内訳



## ①身分に基づき在留する者

約53.2万人

- 「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等
- これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

## ②就労目的で在留が認められる者

約32.9万人

- (いわゆる「専門的・技術的分野」)
- 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

## ③特定活動

約4.1万人

- (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
- 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

## ④技能実習

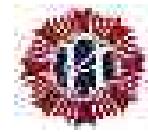
約38.4万人

- 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)。

## ⑤資格外活動(留学生のアルバイト等)

約37.3万人

- 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。



## 1. 就労可能な在留資格の拡充

### (1) 在留資格「介護」の創設（平成29年9月施行）

我が国の介護福祉士養成施設等を卒業し、介護福祉士国家資格を取得した留学生が、国内で介護福祉士として活躍できるよう在留資格「介護」を創設。

### (2) 在留資格「特定活動」（起業準備活動）の創設（平成30年12月施行）

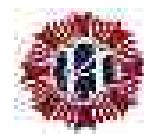
大卒等の卒業生（本邦の専門士を含む）が在留資格「経営・管理」の要件を満たしていない場合であっても、経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受けることを前提に最長1年間の起業準備活動を認める。

### (3) 在留資格「特定活動」（本邦大学卒業者）の創設（令和元年5月施行）

本邦の大学・大学院を卒業・修了し、高い日本語能力（日本語能力試験N1相当）を有する者について、サービス業務や製造業務を含む幅広い業務に従事することを認める。

### (4) 「日本料理海外普及人材育成事業」の拡充（令和元年11月施行）

本邦の調理師養成施設を卒業して調理師免許を取得した留学生について、農林水産省の認定を前提として、日本料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを最長5年間可能としていたところ、日本料理以外の料理や製菓を対象に拡大。



## 2. 留学生の卒業後の支援

### (1) 在留資格「特定活動」（継続就職活動）の運用（平成21年3月開始）

一定の要件の下、最長1年間、本邦の大学又は専門学校を卒業後に就職活動の継続を認めている。なお、地方公共団体が実施する就職支援事業に参加する場合には、更に1年間の在留が可能。

### (2) 在留資格「特定活動」（就職内定者）の運用（平成21年3月開始）

我が国における企業の採用時期が一般的に4月であることから、一定の要件の下、採用までの間（内定後1年以内であって卒業後1年6月を超えない期間）在留することが可能。

## 3. 運用の明確化

### (1) 専用の相談窓口の開設（令和元年10月開始）

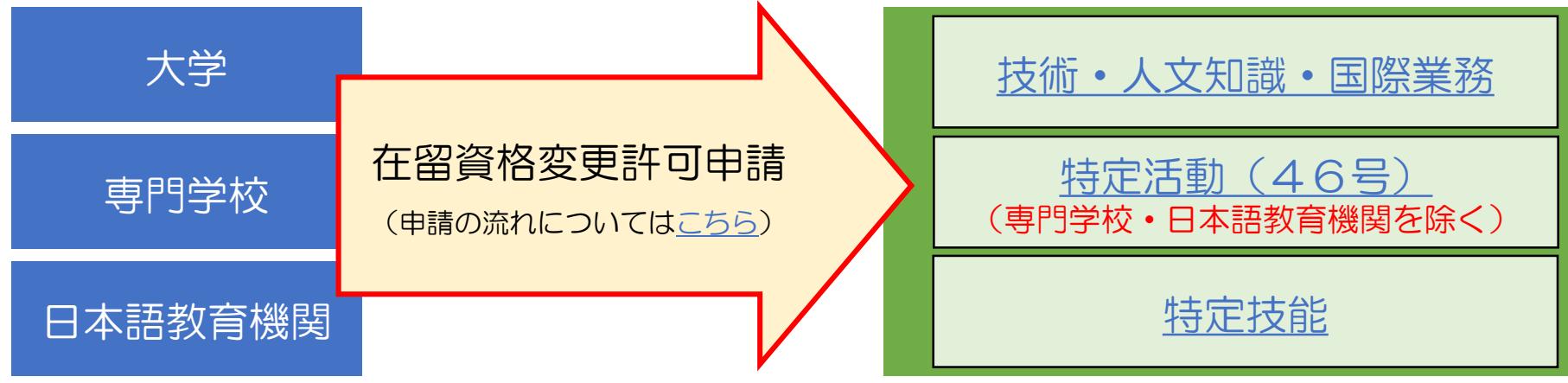
全国の地方出入国在留管理官署において、就労資格への変更手続等に係る個別の事前相談に応じる専用の相談窓口を開設。

### (2) ガイドラインの策定・充実（隨時）

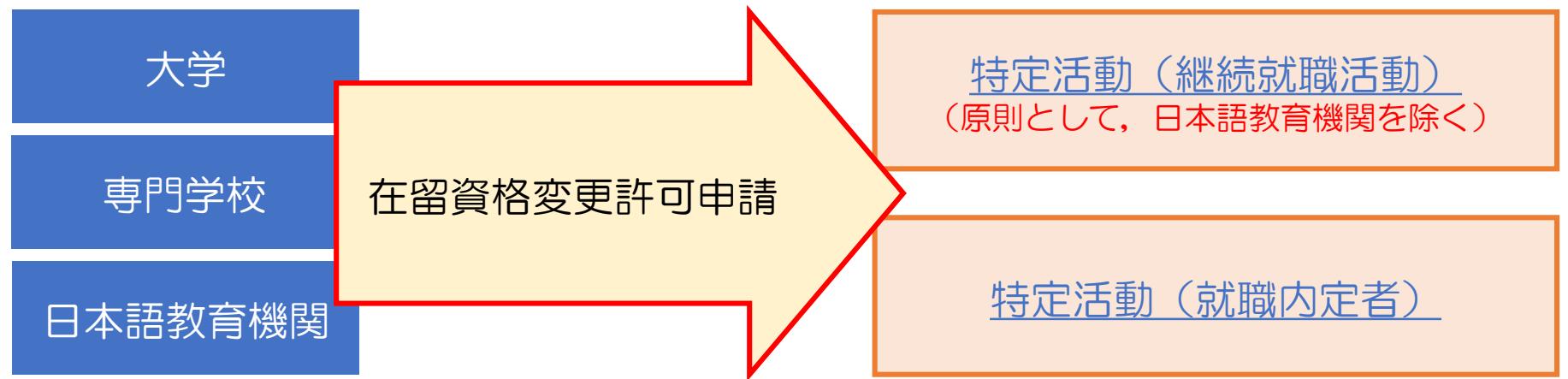
「留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン」（令和元年12月改定）を始め、各種ガイドラインを策定・公表し、在留資格の運用にの明確化を図っている。



## ① 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決定している場合



## ② 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決まっていない、 または、採用までに時間がある場合

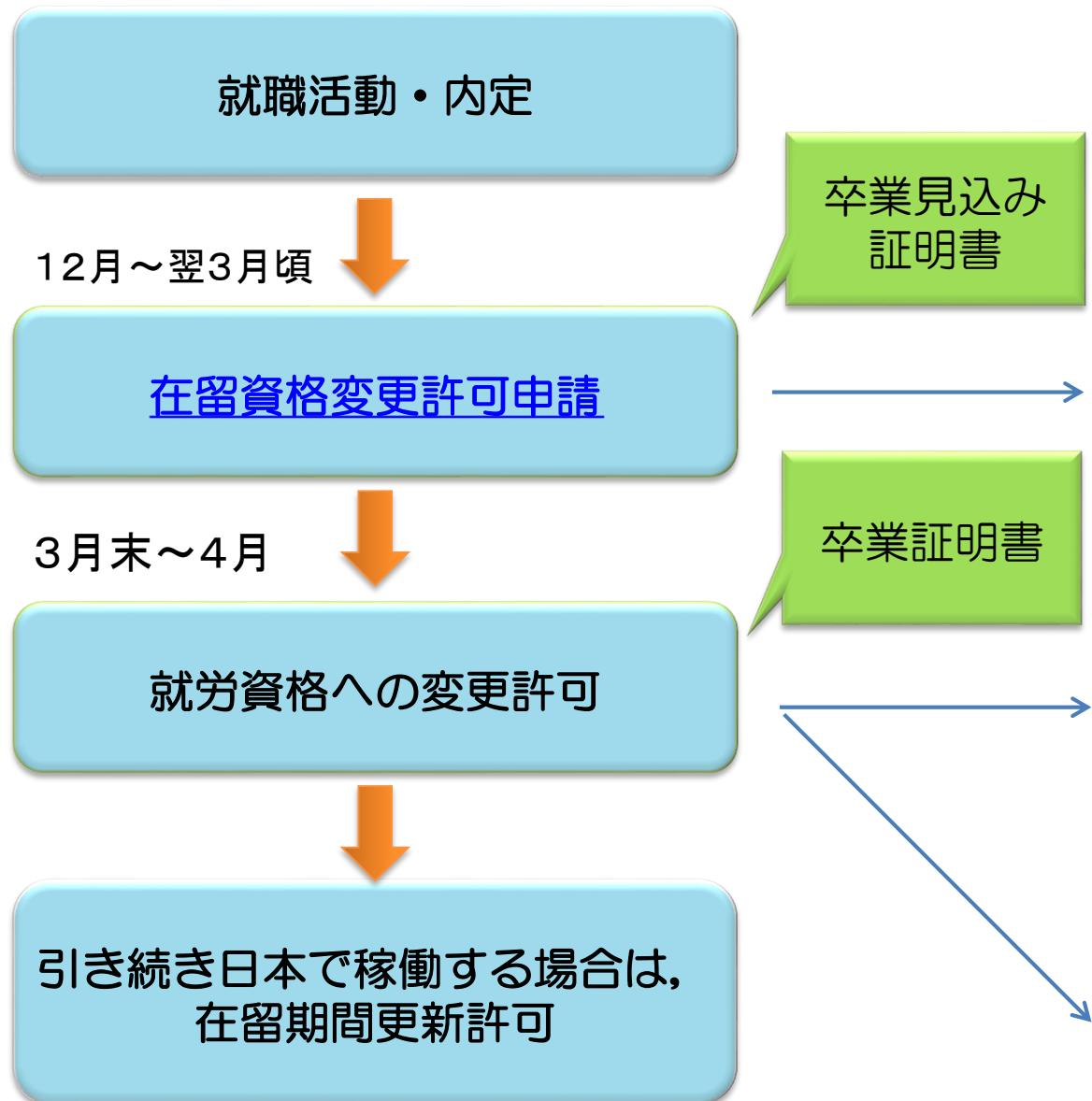


※ 留学生の就職支援に係る専用の事前相談窓口については、[こちら](#)をご覧ください。

# 「留学」から就労資格への変更手続の流れ ～4月入社のモデルケース～



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan



## 申請に必要なもの

- 在留資格変更許可申請書
- 日本での活動内容に応じた資料  
(在留資格や勤務先の規模により、  
必要書類が異なります。)

申請は、卒業見込み証明書で受付が  
可能ですが、許可時には、卒業証明書が  
必要です。

## 在留資格変更許可について

行おうとする活動内容が、在留資格  
に該当するか、上陸基準省令に適合す  
るか、また、これまでの在留状況等の  
全てを総合的に考慮して、在留を認め  
るに足りる相当の理由があるか否かの  
審査を行います。

## 許可される在留期間について

雇用契約期間、業務内容、報酬のほ  
か、在留状況（「留学」での在留期間  
中の活動状況）等全てを総合的に考慮  
して個別に決定されます。

# 在留資格「技術・人文知識・国際業務」



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## ○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う <u>理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務</u> に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

## ○ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活動	基 準
法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	<p>申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一 申請人が<u>自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務</u>に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、この限りでない。</p> <p>イ 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。</p> <p>ロ 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもつて定める要件に該当する場合に限る。）したこと。</p> <p>ハ 十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。</p> <p>二 申請人が<u>外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務</u>に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。</p> <p>ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。</p> <p>三 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>

# 留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン

出入国在留管理庁  
平成27年2月策定  
平成27年3月改定  
平成29年7月改定  
平成30年4月改定  
平成30年12月改定  
令和元年12月改定

在留資格の変更については、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン（改正）」を策定・公表し、このうち、本邦の大学を卒業した留学生又は本邦の専修学校を卒業した留学生が、「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可申請を行った場合において、その許否の判断において考慮する事項、これまでの許可事例・不許可事例、提出資料について以下のとおり取りまとめました。

## 1 本邦の大学又は専門学校等（注）を卒業した留学生が在留資格「技術・人文知識・国際業務」に変更するために必要な要件

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可に当たって、必要な要件は以下のとおりです。

（注）本邦の大学又は専門学校等には、別紙3に掲げるファッションデザイン教育機関が含まれます。

### （1）行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること

#### ア 本邦の公私の機関との契約に基づくものであること

「本邦の公私の機関」には、国、地方公共団体、独立行政法人、会社、公益法人等の法人のほか、任意団体（ただし、契約当事者としての権利能力はありません。）も含まれます。また、本邦に事務所、事業所等を有する外国の国、地方公共団体（地方政府を含む。）、外国の法人等も含まれ、さらに個人であっても、本邦で事務所、事業所等を有する場合は含まれます。

「契約」には、雇用のほか、委任、委託、嘱託等が含まれますが、特定の機関との継続的なものでなければなりません。また、契約に基づく活動は、本邦において適法に行われるものであること、在留活動が継続して行われることが見込まれることが必要です。

#### イ 自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動であること

（ア）「技術・人文知識・国際業務」については、理学、工学その他の自然科学の分野又は法律学、経済学、社会学その他的人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事する活動であることが必要です。

具体的にどのような業務が自然科学や人文科学の分野に属する知識を必要とするものに当たるのかは、別紙1の「許可事例」を参照してください。

一般的に、求人の際の採用基準に「未経験可、すぐに慣れれます。」と記載のあるような業務内容や、後述の上陸許可基準に規定される学歴又は実務経験に係る要件を満たしていない日本人従業員が一般的に従事している業務内容は、対象となりません。

(イ) 行おうとする活動が、「技術・人文知識・国際業務」に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。したがって、例えば、「技術・人文知識・国際業務」に該当すると認められる活動は、活動全体として見ればごく一部であり、その余の部分は「技術・人文知識・国際業務」に該当するとは認められない、いわゆる単純な業務や、反復訓練によって従事可能な業務を行う場合には、「技術・人文知識・国際業務」に該当しないと判断されます。

また、行おうとする活動に「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務が含まれる場合であっても、それが入社当初に行われる研修の一環であって、今後「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務を行う上で必ず必要となるものであり、日本人についても入社当初は同様の研修に従事するといった場合には、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可申請等の際に、あらかじめ具体的な研修計画等を提出することにより、認められる場合があります。ただし、例えばホテルに就職する場合、研修と称して、長期にわたって、専らレストランでの配膳や客室の清掃等のように「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務に従事するといった場合には、許容されません。

## (2) 原則として法務省令で定める上陸許可基準に適合していること（注）

### ア 従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して卒業していること

従事しようとする業務に必要な技術又は知識に係る科目を専攻していることが必要であり、そのためには、大学・専修学校において専攻した科目と従事しようとする業務が関連していることが必要です。

具体的にどのような場合に専攻した科目と従事しようとする業務が関連しているとされるかは、別紙1の「許可事例」を参照してください。

#### ※ 業務との関連性について

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとされており（学校教育法第83条第1項、第2項）、このような教育

機関としての大学の性格を踏まえ、大学における専攻科目と、従事しようとする業務の関連性については、従来より柔軟に判断しています（海外の大学についてもこれに準じた判断をしています。）。また、高等専門学校は、一般科目と専門科目をバランスよく配置した教育課程により、技術者に必要な豊かな教養と体系的な専門知識を身につける機関であるとされており、大学と同様、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとするものとされている（同法第105条第2項）ことから、大学に準じた判断をしています。

他方、専修学校は、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とするとされている（同法第124条）ことから、専修学校における専攻科目と従事しようとする業務については、相当程度の関連性を必要とします。ただし、直接「専攻」したとは認められないような場合でも、履修内容全体を見て、従事しようとする業務に係る知識を習得したと認められるような場合においては、総合的に判断した上で許否の判断を行っています。なお、関連性が認められた業務に3年程度従事した者については、その後に従事しようとする業務との関連性については、柔軟に判断します。

※ 専修学校の専門課程を修了した者については、修了していることのほか、①本邦において専修学校の専門課程の教育を受け、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」（平成6年文部省告示第84号）第2条の規定により専門士と称すことができること、②同規程第3条の規定により高度専門士と称すことができること、が必要です。

なお、本邦の専門学校を卒業し、「専門士」の称号を付与された者が本国の大学も卒業しているときは、専門学校において修得した内容、又は本国の大学において修得した内容が従事しようとする業務と関連していれば、基準を満たすことになります。

（注）別紙3に掲げる教育機関の特定の専攻科・コースを卒業した対象者については、「本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）」に係る上陸許可基準に適合しているものとして取り扱います。

#### **イ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること**

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることが必要です。また、報酬とは、「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの（課税対象となるものを除きます。）は含みません。

### **(3) その他の要件**

#### **ア 素行が不良でないこと**

素行が善良であることが前提となり、良好でない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、資格外活動許可の条件に違反して、恒常に1週について28時間を超えてアルバイトに従事しているような場合には、素行が善良であるとはみなされません。

#### **イ 入管法に定める届出等の義務を履行していること**

入管法第19条の7から第19条の13まで、第19条の15及び第19条の16に規定する在留カードの記載事項に係る届出、在留カードの有効期間更

新申請、紛失等による在留カードの再交付申請、在留カードの返納、所属機関等に関する届出などの義務を履行していることが必要です。

## 2 事例

本邦の大学を卒業した留学生又は本邦の専修学校の専門課程を修了し、「専門士」の称号を付与された留学生からの「技術・人文知識・国際業務」への変更許可申請について、許可事例、不許可事例、従事しようとする業務と、専攻科目との関連性等に係る考え方は別紙1のとおりです。

## 3 提出資料

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可申請に当たって、必要な資料は別紙2のとおりです。

このほか、参考となるべき資料の提出を求めることができます。

## 大学を卒業した留学生に係る事例

### ○ 許可事例

- (1) 工学部を卒業した者が、電機製品の製造を業務内容とする企業との契約に基づき、技術開発業務に従事するもの。
- (2) 経営学部を卒業した者が、コンピューター関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、翻訳・通訳に関する業務に従事するもの。
- (3) 法学部を卒業した者が、法律事務所との契約に基づき、弁護士補助業務に従事するもの。
- (4) 教育学部を卒業した者が、語学指導を業務内容とする企業との契約に基づき、英会話講師業務に従事するもの。

### ○ 不許可事例

- (1) 経済学部を卒業した者から、会計事務所との契約に基づき、会計事務に従事するとして申請があったが、当該事務所の所在地には会計事務所ではなく料理店があつたことから、そのことについて説明を求めたものの、明確な説明がなされなかつたため、当該事務所が実態のあるものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動を行うものとは認められないことから不許可となつたもの。
- (2) 教育学部を卒業した者から、弁当の製造・販売業務を行っている企業との契約に基づき現場作業員として採用され、弁当加工工場において弁当の箱詰め作業に従事するとして申請があったが、当該業務は人文科学の分野に属する知識を必要とするものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」の該当性が認められないため不許可となつたもの。
- (3) 工学部を卒業した者から、コンピューター関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、月額13万5千円の報酬を受けて、エンジニア業務に従事するとして申請があったが、申請人と同時に採用され、同種の業務に従事する新卒の日本人の報酬が月額18万円であることが判明したことから、報酬について日本人と同等額以上であると認められず不許可となつたもの。
- (4) 商学部を卒業した者から、貿易業務・海外業務を行っている企業との契約に基づき、海外取引業務に従事するとして申請があったが、申請人は「留学」の在留資格

で在留中、1年以上継続して月200時間以上アルバイトとして稼働していたことが今次申請において明らかとなり、資格外活動許可の範囲を大きく超えて稼働していたことから、その在留状況が良好であるとは認められず、不許可となったもの。

## 本邦の専門学校を卒業し、専門士の称号を付与された留学生に係る事例 1

### ○ 許可事例

- (1) マンガ・アニメーション科において、ゲーム理論、CG、プログラミング等を履修した者が、本邦のコンピュータ関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、ゲーム開発業務に従事するもの。
- (2) 電気工学科を卒業した者が、本邦のTV・光ファイバー通信・コンピューターLAN等の電気通信設備工事等の電気工事の設計・施工を業務内容とする企業との契約に基づき、工事施工図の作成、現場職人の指揮・監督等に従事するもの。
- (3) 建築室内設計科を卒業した者が、本邦の建築設計・設計監理、建築積算を業務内容とする企業との契約に基づき、建築積算業務に従事するもの。
- (4) 自動車整備科を卒業した者が、本邦の自動車の点検整備・配送・保管を業務内容とする企業との契約に基づき、サービスエンジニアとしてエンジンやブレーキ等自動車の基幹部分の点検・整備・分解等の業務に従事するとともに、自動車検査員としての業務に従事することとなるもの。
- (5) 国際IT科においてプログラミング等を修得して卒業した者が、本邦の金属部品製造を業務内容とする企業との契約に基づき、ホームページの構築、プログラミングによるシステム構築等の業務に従事するもの。
- (6) 美容科を卒業した者が、化粧品販売会社において、ビューティーアドバイザーとしての活動を通じた美容製品に係る商品開発、マーケティング業務に従事するもの。
- (7) ゲームクリエーター学科において、3DCG、ゲーム研究、企画プレゼン、ゲームシナリオ、制作管理、クリエイター研究等を履修した者が、ITコンサルタント企業において、ゲームプランナーとして、海外向けゲームの発信、ゲームアプリのカスタマーサポート業務に従事するもの。
- (8) ロボット・機械学科においてCAD実習、工業数理、材料力学、電子回路、マイコン制御等を履修した者が、工作機械設計・製造を行う企業において、機械加工課

に配属され、部品図面の確認、精度確認、加工設備のプログラム作成等の業務に従事し、将来的に部署の管理者となることが予定されているもの。

- (9) 情報システム開発学科においてC言語プログラミング、ビジネスアプリケーション、ネットワーク技術等を履修した者が、電気機械・器具製造を行う企業において、現場作業用システムのプログラム作成、ネットワーク構築を行うもの。
- (10) 国際コミュニケーション学科において、コミュニケーションスキル、接遇研修、異文化コミュニケーション、キャリアデザイン、観光サービス論等を履修した者が、人材派遣、人材育成、研修サービス事業を運営する企業において、外国人スタッフの接遇教育、管理等のマネジメント業務を行うもの。
- (11) 国際ビジネス学科において、観光概論、ホテル演習、料飲実習、フードサービス論、リテールマーケティング、簿記、ビジネスマナー等を履修した者が、飲食店経営会社の本社事業開発室において、アルバイトスタッフの採用、教育、入社説明資料の作成を行うもの。
- (12) 観光・レジャーサービス学科において、観光地理、旅行業務、セールスマーケティング、プレゼンテーション、ホスピタリティ論等を履修した者が、大型リゾートホテルにおいて、総合職として採用され、フロント業務、レストラン業務、客室業務等についてもシフトにより担当するとして申請があったため、業務内容の詳細を求めたところ、一部にレストランにおける接客、客室備品オーダー対応等「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しない業務が含まれていたが、申請人は総合職として雇用されており、主としてフロントでの翻訳・通訳業務、予約管理、ロビーにおけるコンシェルジュ業務、顧客満足度分析等を行うものであり、また、他の総合職採用の日本人従業員と同様の業務であることが判明したもの。
- (13) 工業専門課程のロボット・機械学科において、基礎製図、CAD実習、工業数理、材料力学、電子回路、プロダクトデザイン等を履修し、金属工作機械を製造する会社において、初年度研修の後、機械の精度調整、加工設備のプログラム作成、加工工具の選定、工作機械の組立作業等に従事するとして申請があり、同社において同様の業務に従事する他の日本人従業員の学歴、職歴、給与等について説明を求めたところ、同一の業務に従事するその他の日本人は、本邦の理工学部を卒業した者であり、また、同一業務の求人についても、大卒相当程度の学歴要件で募集しており、給与についても申請人と同額が支払われていることが判明したもの。

## ○ 不許可事例

(専攻科目と従事する業務内容の関連性以外の判断)

- (1) 日中通訳翻訳学科を卒業した者から、輸出入業を営む企業との雇用契約に基づき、月額 17 万円の報酬を受けて、海外企業との契約書類の翻訳業務及び商談時の通訳に従事するとして申請があったが、申請人と同時に採用され、同種の業務に従事する新卒の日本人の報酬が月額 20 万円であることが判明したため、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けているとはいえないことから不許可となったもの。
- (2) 情報システム工学科を卒業した者から、本邦の料理店経営を業務内容とする企業との契約に基づき、月額 25 万円の報酬を受けて、コンピューターによる会社の会計管理（売上、仕入、経費等）、労務管理、顧客管理（予約の受付）に関する業務に従事するとして申請があったが、会計管理及び労務管理については、従業員が 12 名という会社の規模から、それを主たる活動として行うのに十分な業務量があるとは認められないこと、顧客管理の具体的な内容は電話での予約の受付及び帳簿への書き込みであり、当該業務は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」のいずれにも当たらないことから不許可となったもの。
- (3) ベンチャービジネス学科を卒業した者から、本邦のバイクの修理・改造、バイク関連の輸出入を業務内容とする企業との契約に基づき、月額 19 万円の報酬を受けて、バイクの修理・改造に関する業務に従事するとして申請があったが、その具体的な内容は、フレームの修理やパンクしたタイヤの付け替え等であり、当該業務は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」のいずれにも当たらないため不許可となったもの。
- (4) 国際情報ビジネス科を卒業した者から、本邦の中古電子製品の輸出・販売等を業務内容とする企業との契約に基づき、月額 18 万円の報酬を受けて、電子製品のチェックと修理に関する業務に従事するとして申請があったが、その具体的な内容は、パソコン等のデータ保存、バックアップの作成、ハードウェアの部品交換等であり、当該業務は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものは認められず、「技術・人文知識・国際業務」に該当しないため不許可となったもの。
- (5) 専門学校における出席率が 70 % である者について、出席率の低さについて理由を求めたところ、病気による欠席であるとの説明がなされたが、学校の欠席期間に資格外活動に従事していたことが判明し、不許可となったもの。

- (6) ビルメンテナンス会社において、将来受け入れる予定の外国人従業員への対応として、通訳業務、技術指導業務に従事するとして申請があったが、将来の受入れ予定について何ら具体化しておらず、受入れ開始までの間については、研修を兼ねた清掃業務に従事するとして申請があり、当該業務が「技術・人文知識・国際業務」のいずれにも当たらぬため不許可となったもの。
- (7) ホテルにおいて、予約管理、通訳業務を行うフロントスタッフとして採用され、入社当初は、研修の一環として、1年間は、レストランでの配膳業務、客室清掃業務にも従事するとして申請があったが、当該ホテルにおいて過去に同様の理由で採用された外国人が、当初の研修予定を大幅に超え、引き続き在留資格該当性のない、レストランでの配膳業務、客室清掃等に従事していることが判明し不許可となったもの。
- (8) 人材派遣会社に雇用され、派遣先において、翻訳・通訳業務に従事するとして申請があったが、労働者派遣契約書の職務内容には、「店舗スタッフ」として記載されており、派遣先に業務内容を確認したところ、派遣先は小売店であり、接客販売に従事してもらうとの説明がなされ、当該業務が「技術・人文知識・国際業務」のいずれにも当たらぬため不許可となったもの。
- (9) 電気部品の加工を行う会社の工場において、部品の加工、組み立て、検査、梱包業務を行うとして申請があったが、当該工場には技能実習生が在籍しているところ、当該申請人と技能実習生が行う業務のほとんどが同一のものであり、申請人の行う業務が高度な知識を要する業務であるとは認められず、不許可となったもの。
- (10) 栄養専門学校において、食品化学、衛生教育、臨床栄養学、調理実習などを履修した者が、菓子工場において、当該知識を活用して、洋菓子の製造を行うとして申請があったところ、当該業務は、反復訓練によって従事可能な業務であるとして、不許可となったもの。

(専攻した科目との関連性が認められず、不許可となったもの)

※コース名、学科名から修得内容が明確なものは専攻科目を記載していない。

- (1) 声優学科を卒業した者が、外国人客が多く訪れる本邦のホテルとの契約に基づき、ロビースタッフとして翻訳・通訳業務に従事するとして申請があったが、専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。

- (2) イラストレーション学科を卒業した者から、人材派遣及び有料職業紹介を業務内容とする企業との契約に基づき、外国人客が多く訪れる店舗において、翻訳・通訳を伴う衣類の販売業務に従事するとして申請があつたが、その業務内容は母国語を生かした接客業務であり、色彩、デザイン、イラスト画法等の専攻内容と職務内容との間に関連性があるとは認められず、また翻訳・通訳に係る実務経験もないため不許可となったもの。
- (3) ジュエリーデザイン科を卒業した者が、本邦のコンピュータ関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、外国人客からの相談対応、通訳や翻訳に関する業務に従事するとして申請があつたが、専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。
- (4) 国際ビジネス学科において、英語科目を中心に、パソコン演習、簿記、通関業務、貿易実務、国際物流、経営基礎等を履修した者が、不動産業（アパート賃貸等）を営む企業において、営業部に配属され、販売営業業務に従事するとして申請があつたが、専攻した中心科目は英語であり、不動産及び販売営業の知識に係る履修はごくわずかであり、専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。
- (5) 国際ビジネス学科において、経営戦略、貿易実務、政治経済、国際関係論等を履修した者が、同国人アルバイトが多数勤務する運送会社において、同国人アルバイト指導のための翻訳・通訳業務及び労務管理を行うとして申請があつたが、教育及び翻訳・通訳業務と専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。
- (6) 国際コミュニケーション学科において、接遇、外国語学習、異文化コミュニケーション、観光サービス論等を履修した者が、飲食店を運営する企業において、店舗管理、商品開発、店舗開発、販促企画、フランチャイズ開発等を行うとして申請があつたが、当該業務は経営理論、マーケティング等の知識を要するものであるとして、専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。
- (7) 接遇学科において、ホテル概論、フロント宿泊、飲料衛生学、レストランサービス、接遇概論、日本文化等を履修した者が、エンジニアの労働者派遣会社において、外国人従業員の管理・監督、マニュアル指導・教育、労務管理を行うとして申請があつたが、専攻した科目と当該業務内容との関連性が認められず不許可となったもの。

## 本邦の専門学校を卒業し、専門士の称号を付与された留学生に係る事例 2

「技術・人文知識・国際業務」への変更許可申請のうち、特に「翻訳・通訳」業務に従事するとして申請を行うケースが多いところ、当該業務についての、専修学校における専攻との関連性等について示すこととします。

なお、専修学校における専攻との関連性のみならず、当然のことながら、実際に翻訳・通訳業務に従事することができるだけの能力を有していること、就職先に翻訳・通訳を必要とする十分な業務量があることが必要です。そのため、能力を有することの証明のほか、何語と何語間についての翻訳・通訳を行うのか、どういった業務があるのか、必要に応じ説明を求めることができます。

専修学校における専攻との関連性としては、履修科目に「日本語」に関連する科目が相当数含まれている場合であっても、留学生が専門分野の科目を履修するために必要な専門用語を修得するための履修である場合や、日本語の会話、読解、聴解、漢字等、日本語の基礎能力を向上させるレベルに留まるもの、同一の専門課程において、日本人学生については免除されている（日本人が履修の対象となっていない）ような「日本語」の授業の履修については、翻訳・通訳業務に必要な科目を専攻して卒業したものとは認められません。事例については以下のとおりです。

### ○ 許可事例

- (1) 翻訳・通訳学科において、通訳概論、言語学、通訳演習、通訳実務、翻訳技法等を専攻科目として履修した者が、出版社において出版物の翻訳を行うとして申請があったもの。
- (2) 国際ビジネス学科において、貿易論、マーティング等の経営学に係る科目を中心に履修しているが、ビジネス通訳実務、ビジネス翻訳実務、通訳技巧などの翻訳・通訳に特化した科目を専門科目において履修した者が、商社の海外事業部において、商談の通訳及び契約資料の翻訳を行うとして申請があったもの。
- (3) 国際教養学科において、卒業単位が 70 単位であるところ、経営学、経済学、会計学等のほか、日本語、英語、ビジネス文書、ビジネスコミュニケーション等文章表現等の取得単位が合計 30 単位認定されており、日本語能力試験 N1 に合格している者が、涉外調整の際の通訳を行うとして申請があったもの。

### ○ 不許可事例

- (1) CAD・IT 学科において、専門科目として CAD、コンピュータ言語、情報処理概論等を履修し、一般科目において日本語を履修したが、日本語の取得単位が、卒業単位の約 2 割程度しかなく、当該一般科目における日本語の授業については、

留学生を対象とした日本語の基礎能力の向上を図るものであるとして、不許可となったもの。

- (2) 国際ビジネス専門学科において、日本語、英語を中心とし、経営学、経済学を履修したが、当該学科における日本語は、日本語の会話、読解、聴解、漢字等、日本語の基礎能力を向上させるレベルに留まるものであり、通訳・翻訳業務に必要な高度な日本語について専攻したものとは言えず不許可となったもの。
- (3) 国際コミュニケーション学科において、日本語の文法、通訳技法等を履修した者が、新規開拓を計画中であるとする海外事業分野において、日本語が堪能である申請人を通訳人として必要とする旨の雇用理由書が提出されたが、申請人の成績証明書及び日本語能力を示す資料を求めたところ、日本語科目全般についての成績は、すべてC判定（A B Cの3段階評価の最低）であり、その他日本語能力検定等、日本語能力を示す資料の提出もないことから、適切に翻訳・通訳を目的とした業務を行うものとは認められず不許可となったもの。
- (4) 通訳・翻訳専門学校において、日英通訳実務を履修した者が、ビル清掃会社において、留学生アルバイトに対する通訳及びマニュアルの翻訳に従事するとして申請があったが、留学生アルバイトは通常一定以上の日本語能力を有しているものであり、通訳の必要性が認められず、また、マニュアルの翻訳については常時発生する業務ではなく、翻訳についても業務量が認められず不許可となったもの。
- (5) 翻訳・通訳専門学校において、日英通訳実務を履修した者が、翻訳・通訳業務に従事するとして申請があったが、稼働先が飲食店の店舗であり、通訳と称する業務内容は、英語で注文を取るといった内容であり、接客の一部として簡易な通訳をするにとどまり、また、翻訳と称する業務が、メニューの翻訳のみであるとして業務量が認められず不許可となったもの
- (6) 日本語・日本文化学科を卒業した者が、人材派遣及び物流を業務内容とする企業との契約に基づき、商品仕分けを行う留学生のアルバイトが作業する場所を巡回しながら通訳業務に従事するとして申請があったが、その具体的な内容は、自らも商品仕分けのシフトに入り、アルバイトに対して指示や注意喚起を通訳するというものであり、商品仕分けを行うアルバイトに対する通訳の業務量が認められず不許可となったもの。

○提出資料

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を取得するに当たって、必要とされる提出資料は以下のとおりです。なお、カテゴリー1及び2に分類される機関に雇用される場合は（1）から（6）まで、カテゴリー3に分類される機関に雇用される場合は（1）から（11）まで、カテゴリー4に分類される機関に雇用される場合は（1）から（12）までの資料が必要です。

※ カテゴリー1には、①日本の証券取引所に上場している企業、②保険業を営む相互会社、③日本又は外国の国・地方公共団体、④独立行政法人、⑤特殊法人・認可法人、⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人、⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人が、カテゴリー2には、前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,500万円以上ある団体・個人が、カテゴリー3には、前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く）が、カテゴリー4には、カテゴリー1から3のいずれにも該当しない団体・個人が当てはまります。

（1）在留資格変更許可申請書

※ 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。

（2）写真（縦4cm×横3cm）

※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。

（3）パスポート及び在留カード

※ 提示のみで、提出していただく必要はありません。

（4）上記カテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書

カテゴリー1：四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書（写し）

主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書（写し）

「一定の条件を満たす中小企業等」については、所管省庁等からの認定通知書等（写し）

カテゴリー2及びカテゴリー3：前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（受付印のあるものの写し）

（5）専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書

※ 専門学校のコース（学科）名から専攻内容が不明である場合、成績証明書の提出も併せてお願いしています。

（6）別紙3に掲げる教育機関の専攻科・コースを卒業した者については、当該教育機

関の卒業証明書及び経済産業省からファッションデザイン教育機関に対し交付された通知書の写し

(7) 申請人の活動内容等を明らかにする次のいずれかの資料

ア 労働契約を締結する場合

労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書

※ 雇用契約書に「○○業務全般 その他関連業務」とある場合、主たる業務が何か、また、その他関連業務について具体的に説明する文書の提出をお願いしています。また、必要に応じ、専門学校で修得した知識が、どのように業務に生かせるのか、説明を求めることがあります。

イ 日本法人である会社の役員に就任する場合

役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録）の写し

ウ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合

地位（担当業務）、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書

(8) 申請人の学歴及び職歴その他経歴等を証明する文書

ア 申請に係る技術又は知識を要する職務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書

イ 学歴又は職歴等を証明する次のいずれかの文書

(ア) 大学等の卒業証明書又はこれと同等以上の教育を受けたことを証明する文書。  
なお、DOEACC制度の資格保有者の場合は、DOEACC資格の認定証（レベル「A」、「B」又は「C」に限る。）

(イ) 在職証明書等で、関連する業務に従事した期間を証明する文書（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。）

(ウ) IT技術者については、法務大臣が特例告示をもって定める「情報処理技術」に関する試験又は資格の合格証書又は資格証書

※ (5) の資料を提出している場合は不要

(エ) 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する場合（大学を卒業した者が翻訳・通訳又は語学の指導に従事する場合を除く。）は、関連する業務について3年以上の実務経験を証明する文書

(9) 登記事項証明書

(10) 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料

ア 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が

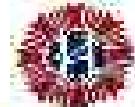
詳細に記載された案内書

イ その他の勤務先等の作成した上記アに準ずる文書

(11) 直近の年度の決算文書の写し

(12) 上記（4）のカテゴリー1に該当しない場合で、前年分の職員の給与所得の源泉  
徴収票等の法定調書合計表を提出できないときは、その理由を明らかにする資料

教育機関	専攻科・コース	対象者
エスマード・ジャポン東京校	ファッションクリエイティブ学部総合学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部留学学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部 インターナショナルクリエイティブ学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部 ファッションテクノロジー学科	平成30年3月卒業生から
エスマード・ジャポン京都校	ファッションクリエイティブ学部総合学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部留学学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部 ファッションテクノロジー学科	平成30年3月卒業生から
バンタンデザイン研究所	ファッション学部 ファッションデザイン学科	平成30年3月卒業生から
	ファッション学部 2年制ファッションデザイン学科	平成32年3月卒業生から
	ファッション学部ファッションプロデュース学科	平成32年3月卒業生から
	ファッション学部スタイリスト学科	平成32年3月卒業生から
総合学園ヒューマンアカデミー 東京校	ファッションプロデュースコース	平成32年3月卒業生から
	ヘアメイクアーティストコース	平成32年3月卒業生から



## 外国人留学生の就職支援に係る政府方針

### 日本再興戦略改訂2016

外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指す。

### 骨太の方針2018

在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる。

### 外国人材受入れ・共生のための総合的対応策

平成30年度中に大学を卒業する留学生が就職できる業種の幅を広げるため、平成31年3月を目途として**在留資格に係る告示改正**を行う。

## 現状の在留資格制度下における取扱い

本邦の大学・大学院を卒業・修了した留学生については、専門的・技術的知識に加えて、高い日本語能力を有していることから、幅広い分野での活躍が期待されるものの、従事しようとする業務内容が現行の在留資格に当てはまらないとして、例えばサービス業務や製造業務等に専従することは認められていない。

## 特定活動告示の改正の趣旨

本邦の大学(四年制大学)又は大学院の課程を適正に卒業・修了した留学生は、我が国の文化に触れながら学んだ我が国の良き理解者であり、在学中に修得した知識や、日本語を含む語学力を活用する業務が含まれている場合、その就職を認めることとする。

## 要件 ※特定活動告示で規定

- 常勤の従業員として雇用され、本邦の大学又は大学院において修得した知識や能力等を活用することが見込まれること
- 本邦の大学(短期大学を除く。)を卒業し、又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと
- 日本人と同等額以上の報酬を受けること
- 高い日本語能力を有すること(試験又はその他の方法により、日本語能力試験N1レベル等が確認できること)



### 【従事できない業務】

- 風俗営業活動
  - 法律上資格を有する者が行うこととされている業務(業務独占資格を要する業務)
- ※ また、大学・大学院において修得した知識や能力を必要としない業務にのみ従事することはできない。

# 留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学卒業者）についてのガイドライン

出入国在留管理庁  
令和元年5月策定  
令和2年2月改定

今般、本邦の大学又は大学院を卒業・修了した留学生（以下「本邦大学卒業者」という。）の就職支援を目的として、法務省告示「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」の一部が改正され、本邦大学卒業者が日本語を用いた円滑な意思疎通をする業務を含む幅広い業務に従事することを希望する場合は、在留資格「特定活動」による入国・在留が認められることとなりました。

本ガイドラインにおいては、新たな制度の基本的考え方や用語の解説のほか、具体的に認められる業務内容、提出資料等について取りまとめています。

## 1 本制度の概要

本制度は、本邦大学卒業者が本邦の公私の機関において、本邦の大学等において修得した広い知識、応用的能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるものです。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格においては、一般的なサービス業務や製造業務等が主たる活動となるものは認められませんが、本制度においては、上記諸要件が満たされれば、これらの活動も可能です。

ただし、法律上資格を有する方が行うこととされている業務（いわゆる業務独占資格が必要なもの）及び風俗関係業務に従事することは認められません。

## 2 対象者

本邦の大学を卒業又は大学院の課程を修了し、学位を授与された方で、高い日本語能力を有する方が対象となります。

現に有する在留資格が「留学」の方からの在留資格変更許可申請に限らず、次の（1）及び（2）の要件を満たす方であれば、例えば、本邦の大学を卒業後に帰国した方や、他の就労資格で活動していた方も対象となります。

### （1）学歴について

日本の4年制大学の卒業及び大学院の修了に限られます。短期大学及び専修学校の卒業並びに外国の大学の卒業及び大学院の修了は対象になりません。

### （2）日本語能力について

ア 日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テストで480点以上を有する方が対象です。

※ 日本語能力試験については、旧試験制度の「1級」も対象となります。

イ その他、大学又は大学院において「日本語」を専攻して大学を卒業した方については、アを満たすものとして取り扱います。

なお、外国の大学・大学院において日本語を専攻した方についても、アを満たすものとして取り扱いますが、この場合であっても、併せて日本の大学・大学院を卒業・修了している必要があります。

※ 本制度において「「日本語」を専攻した」とは、日本語に係る学問（日本語学、日本語教育学等）に係る学部・学科、研究科等に在籍し、当該学問を専門的に履修したことを意味します。

### 3 「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」について

「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」とは、単に雇用主等からの作業指示を理解し、自らの作業を行うだけの受動的な業務では足りず、いわゆる「翻訳・通訳」の要素のある業務や、自ら第三者へ働きかける際に必要となる日本語能力が求められ、他者との双方向のコミュニケーションを要する業務であることを意味します。

### 4 「本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力等を活用するものと認められること」について

従事しようとする業務内容に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の対象となる学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること、又は、今後当該業務に従事することが見込まれることを意味します。

※ 「学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務」とは、一般的に、大学において修得する知識が必要となるような業務（商品企画、技術開発、営業、管理業務、企画業務（広報）、教育等）を意味します。

### 5 具体的な活動例

本制度によって活動が認められ得る例は以下のとおりです。

ア 飲食店に採用され、店舗管理業務や通訳を兼ねた接客業務を行うもの（日本人に対する接客を行うことも可能です。）。

※ 廉房での皿洗いや清掃にのみ従事することは認められません。

イ 工場のラインにおいて、日本人従業員から受けた作業指示を技能実習生や他の外国人従業員に対し外国語で伝達・指導しつつ、自らもラインに入って業務を行うもの。

※ ラインで指示された作業にのみ従事することは認められません。

ウ 小売店において、仕入れ、商品企画や、通訳を兼ねた接客販売業務を行うもの（日本人に対する接客販売業務を行うことも可能です。）。

※ 商品の陳列や店舗の清掃にのみ従事することは認められません。

エ ホテルや旅館において、翻訳業務を兼ねた外国語によるホームページの開設、更新作業等の広報業務を行うものや、外国人客への通訳（案内）を兼ねたベルスタッフやドアマンとして接客を行うもの（日本人に対する接客を行うことも可能です。）。

※ 客室の清掃にのみ従事することは認められません。

オ タクシー会社において、観光客（集客）のための企画・立案や自ら通訳を兼ねた観光案内を行うタクシードライバーとして活動するもの（通常のタクシードライバ

一として乗務することも可能です。)。

※ 車両の整備や清掃のみに従事することは認められません。

※ タクシーの運転をするためには、別途第二種免許（道路交通法第86条第1項）を取得する必要がありますが、第二種免許は、個人の特定の市場への参入を規制することを目的とするものではないことから、いわゆる業務独占資格には該当しません。

カ 介護施設において、外国人従業員や技能実習生への指導を行いながら、日本語を用いて介護業務に従事するもの。

※ 施設内の清掃や衣服の洗濯のみに従事することは認められません。

キ 食品製造会社において、他の従業員との間で日本語を用いたコミュニケーションを取りながら商品の企画・開発を行いつつ、自らも商品製造ラインに入って作業を行うもの。

※ 単に商品製造ラインに入り、日本語による作業指示を受け、指示された作業にのみ従事することは認められません。

## 6 契約形態等

「法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動」について

(1) 申請内容に基づき、「指定する活動」として以下のとおり活動先の機関が指定され、「指定書」として旅券に貼付されます。転職等で活動先の機関が変更となった場合は指定される活動が変わるために、在留資格変更許可申請が必要です。

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の別表第十一に掲げる要件のいずれにも該当する者が、下記の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動（日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務に従事するものを含み、風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するもの）及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務に従事するものを除く。）

記

機関名：

本店所在地：

- (2) 指定書に記載される機関名は、契約先の所属機関名であるため、例えば同一法人（法人番号が同一の機関）内の異動や配置換え等については、在留資格変更手続は不要です。
- 他方で、転職等により契約の相手方が変更となった場合は、新たに活動先となる機関を指定する必要があるため、在留資格変更許可申請が必要です。
- (3) 当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動であることから、フルタイムの職員としての稼働に限られ、短時間のパートタイムやアルバイトは対象になりません。
- (4) 契約機関の業務に従事する活動のみが認められ、派遣社員として派遣先において就労活動を行うことはできません。
- (5) 契約機関が適切に雇用管理を行っている必要があることから、社会保険の加入状況等についても、必要に応じ確認を求めることになります。

## 7 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

一定の報酬額を基準として一律に判断するものではなく、地域や個々の企業の賃金体系を基礎に、同種の業務に従事する日本人と同等額以上であるか、また、他の企業の同種の業務に従事する者の賃金を参考にして日本人と同等額以上であるかについて判断します。

また、本制度の場合、昇給面を含めて、日本人大卒者・院卒者の賃金を参考とします。

その他、元留学生が本国等において就職し、実務経験を積んでいる場合、その経験に応じた報酬が支払われることとなっていることについても確認します。

## 8 その他

### (1) 在留資格の変更及び在留期間の更新許可申請

在留資格の変更及び在留期間の更新許可申請においては、次の事項についても確認します。

#### ア 素行が不良でないこと

素行が善良であることが前提となり、良好でない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、資格外活動許可の条件に違反して、恒常に1週について28時間を超えてアルバイトに従事していたような場合には、素行が善良であるとはみなされません。

#### イ 入管法に定める届出等の義務を履行していること

入管法第19条の7から第19条の13まで及び第19条の15に規定する在留カードの記載事項に係る届出、在留カードの有効期間更新申請、紛失等による在留カードの再交付申請、在留カードの返納等の義務を履行していることが必要です。

### (2) 家族の滞在

上記6(1)の活動を指定された者の扶養を受ける配偶者又は子については「特定活動」(本邦大学卒業者の配偶者等)の在留資格で、日常的な活動が認められます。

(3) 在留期間について

在留期間は、5年、3年、1年、6月又は3月のいずれかの期間が決定されます  
が、原則として、「留学」の在留資格からの変更許可時、及び初回の在留期間更新許  
可時に決定される在留期間は、「1年」となります。

**9 提出資料**

「特定活動」（本邦大学卒業者）及び「特定活動」（本邦大学卒業者の配偶者等）に  
係る在留諸申請に当たって必要な資料は別紙のとおりです。

このほか、参考となるべき資料の提出を求めることができます。

## ○ 提出資料

### 1 在留資格決定時（在留資格認定証明書交付申請・在留資格変更許可申請）

#### （1）申請書（在留資格認定証明書交付申請書又は在留資格変更許可申請書）

※ 地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。

※ 申請人等作成用1及び2N並びに所属機関等作成用1Nから4Nを御利用ください。

#### （2）写真（縦4cm×横3cm）

※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。

#### （3）返信用封筒（定形封筒に宛先を明記の上、392円分の切手（簡易書留用）を貼付したもの）1通（在留資格認定証明書交付申請時のみ）

#### （4）パスポート及び在留カード（在留資格変更許可申請時のみ）

※ 提示のみで、提出していただく必要はありません。

#### （5）申請人の活動内容等を明らかにする資料

労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書（写し）

#### （6）雇用理由書

雇用契約書の業務内容から、日本語を用いた業務等、本制度に該当する業務に従事することが明らかな場合は提出不要です。

所属機関が作成したものが必要です。様式は自由ですが、所属機関名及び代表者名の記名押印が必要です。

※ どのような業務で日本語を活用するのか、どのような業務が学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務であるのかを明確にしてください。

#### （7）申請人の学歴を証明する文書

卒業証書（写し）又は卒業証明書（学位の確認が可能なものに限ります。）

#### （8）申請人の日本語能力を証明する文書

日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テスト480点以上の成績証明書（写し）。

なお、外国の大学において日本語を専攻した者については、当該大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書（学部・学科、研究科等が記載されたものに限ります。）

(9) 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料

- ア 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が記載された案内書
- イ その他の勤務先等の作成した上記アに準ずる文書
- ウ 勤務先のホームページの写し（事業概要が確認できるトップページ等のみで可）
- エ 登記事項証明書

(10) 課税証明書及び納税証明書（証明書が取得できない期間については、源泉徴収票、当該期間の給与明細の写し又は賃金台帳の写し等）

（注）他の就労資格からの在留資格変更許可申請又は、転職による在留資格変更許可申請に限ります。

（注）転職による在留資格変更許可申請については、（7）及び（8）は不要です。

## 2 在留期間更新時

(1) 申請書（在留期間更新許可申請書）

- ※ 地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- ※ 申請人等作成1及び2並びに所属機関等作成用1Nから4Nを御利用ください。

(2) 写真（縦4cm×横3cm）

- ※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
- ※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。

(3) パスポート及び在留カード

- ※ 提示のみで、提出していただく必要はありません。

(4) 課税証明書及び納税証明書（証明書が取得できない期間については、源泉徴収票及び当該期間の給与明細の写し、賃金台帳の写し等）

【配偶者等について】

- 1 申請書（在留資格認定証明書交付申請書・在留資格変更許可申請書・在留期間更新許可申請書）
    - ※ 地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
    - ※ 申請人等作成用1及び2R並びに扶養者等作成用1Rを御利用ください。
  - 2 写真（縦4cm×横3cm）
    - ※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
    - ※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。
  - 3 返信用封筒（定形封筒に宛先を明記の上、392円分の切手（簡易書留用）を貼付したもの）1通（在留資格認定証明書交付申請時のみ）
  - 4 パスポート及び在留カード（在留資格変更許可申請・在留期間更新許可申請時）
    - ※ 提示のみで、提出していただく必要はありません。
  - 5 次のいずれかで、扶養者との身分関係を証する文書
    - (1) 戸籍謄本
    - (2) 婚姻届受理証明書
    - (3) 結婚証明書
    - (4) 出生証明書
    - (5) 上記(1)から(4)までに準ずる文書

※ 在留期間更新許可申請時において身分関係に変更がない場合で、下記5の住民票の提出をするときは、提出不要です。
  - 6 扶養者の在留カード若しくはパスポートの写し又は住民票
    - ※ パスポートについては、身分事項、在留資格及び在留期間の記載のあるページのみ
  - 7 扶養者の職業及び収入を証する次の文書
    - (1) 在職証明書
    - (2) 課税証明書及び納税証明書（証明書が取得できない期間については、源泉徴収票及び当該期間の給与明細の写し、賃金台帳の写し等）
- (注) 扶養者と同時に申請する場合は、上記6及び7は不要です。



- **特定技能 1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

**特定産業分野**：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、  
 (14分野) 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

(特定技能 2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

## 特定技能 1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

## 特定技能 2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】

